



茨城県報

第 2172 号

平成22年4月15日

木曜日

目 次

規 則

ページ

- 茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（市町村課）…………… 2

告 示

- 包括外部監査契約の締結（総務課）…………… 2
- 平成22年度狩猟免許試験並びに平成22年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習の実施（環境政策課）…………… 3
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）…………… 4
- 障害者自立支援法に基づく指定施設支援の指定の辞退（障害福祉課）…………… 5
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（更生医療及び育成医療）の指定（障害福祉課）…………… 5
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（障害福祉課）…………… 5
- 大規模小売店舗の変更の届出（中小企業課）…………… 6
- 定款変更の認可（農村計画課）…………… 7
- 道路の供用の開始（2件）（道路維持課）…………… 7
- 新大利根橋の管理の方法に関する協議の内容（道路維持課）…………… 7
- 土地改良区役員の就退任（5件）（農林事務所）…………… 9
- 土地改良区役員の就任（農林事務所）…………… 12
- 土地改良事業の工事の完了（2件）（農林事務所）…………… 12

公 告

- 基本測量の実施（用地課）…………… 13
- 基本測量の終了（用地課）…………… 13
- 公共測量の終了（用地課）…………… 14
- 開発行為の工事完了（5件）（建築指導課）…………… 14
- 道路の位置の指定（建築指導課）…………… 15

（ 企 業 局 ）

- 落札者等の公示…………… 16

（ 病 院 局 ）

- 落札者等の公示（2件）…………… 16

（ 教 育 長 ）

- 入札公告（2件）…………… 18

(警 察 本 部)

●落札者等の公示 21

規 則

茨城県規則第36号

茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年 4 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年茨城県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表10の項各号並びに同表12の項第1号及び第6号中「石岡市」の次に「, 結城市, 竜ヶ崎市」を, 「取手市」の次に「, 牛久市」を加え, 「及び鉾田市」を「, 鉾田市及び小美玉市」に改める。

付 則

この規則は, 平成22年10月1日から施行する。

告 示

茨城県告示第495号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により次のとおり包括外部監査契約を締結したので, 同条第5項の規定により告示する。

平成22年 4 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

1 包括外部監査契約の期間の始期

平成22年 4 月 1 日

2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

包括外部監査契約で定める基本費用の額並びに当該契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額並びに取引に係る消費税及び地方消費税の合算額による。

3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏 名 池 谷 達 郎

住 所 埼玉県蓮田市椿山1丁目5番4号

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に精算払により支払うものとする。ただし, 概算払の請求があった場合において, その必要があると認めるときは, 必要があると認める金額について概算払する。

茨城県告示第496号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定による平成22年度狩猟免許試験並びに同法第51条の規定による平成22年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習を次のとおり実施する。

平成22年 4 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

1 狩猟免許試験

(1) 試験日程及び対象地区

回	実施年月日	試験会場	対象地域
1	平成22年 6 月20日 (日)	茨城県狩猟者研修センター 笠間市石寺680番地 電話：0296-72-7730	県内全域
2	平成22年 7 月20日 (火)		
3	平成22年 8 月22日 (日)		

(2) スケジュール

受付 9：00～9：30
オリエンテーション、知識試験、結果発表 9：30～12：20
適性試験、技能試験、結果発表 13：00～16：00ごろ

(3) 受験資格

茨城県内に住所を有する満20歳以上の者で、新たに狩猟免許を受けようとするもの

(4) 申請に必要な書類等

ア 狩猟免許申請書

イ 写真（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景で縦の長さ3.0cm、横の長さ2.4cmの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの一枚）

ウ 狩猟免許申請手数料（5,200円。ただし、狩猟免許を受け、その有効期間内に他の種の狩猟免許を受ける場合等は、3,900円。茨城県収入証紙による。）

エ 診断書（申請者が、統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん等にかかっていないこと及び麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒患者でないことを証する医師の診断書。発行後3ヶ月以内のものとする。ただし、申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けている場合は、その許可証の写しを添付することにより診断書に替えることができる。）

(5) 申請書の提出期限

各実施年月日の30日前から10日前まで

(6) 申請書の配布場所及び提出先

各県民センター環境・保安課又は県民センター総室県央環境保全室（猟友会会員においては各支部で受付可能）

(7) 携行品

当日は、筆記用具を必ず用意してください。

2 狩猟免許更新のための適性検査及び講習

(1) 日程及び対象市町村

回	実施年月日	地区	対象市町村
1	平成22年 7 月 8 日 (木)	鹿行 県西	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市、 古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、 坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町

回	実施年月日	地区	対象市町村
2	平成22年7月22日(木)	県北 県央	日立市, 常陸太田市, 高萩市, 北茨城市, 常陸大宮市, 大子町, 那珂市, 大洗町, 東海村
3	平成22年8月6日(金)	県南	土浦市, 石岡市, 龍ヶ崎市, 取手市, 牛久市, つくば市, 守谷市, 稲敷市, かすみがうら市, つくばみらい市, 阿見町, 河内町, 利根町, 美浦村
4	平成22年8月27日(金)	県央	水戸市, 笠間市, ひたちなか市, 小美玉市, 茨城町, 城里町
5	平成22年9月3日(金)	全県	県内全市町村

※ なお、対象市町村実施日に都合が悪い方は、第5回の全県対象の日を受けてください。

(2) 会場

茨城県狩猟者研修センター

笠間市石寺680番地

電話：0296-72-7730

(3) スケジュール

受付 9:00～9:30

講習 9:35～13:30

適性検査 13:40～16:00ごろ

(4) 対象者

茨城県内に住所を有する者で、狩猟免許の更新を受けようとするもの

(5) 申請に必要な書類等

ア 狩猟免許更新申請書

イ 写真(狩猟免許試験に同じ。)

ウ 狩猟免許更新手数料(2,800円。茨城県収入証紙による。)

エ 診断書(狩猟免許試験に同じ。)

(6) 申請書の提出期限

各実施年月日の30日前から10日前まで

(7) 各申請書の配布場所及び提出先

各県民センター環境・保安課又は県民センター総室県央環境保全室(猟友会会員においては各支部で受付可能)

※ 詳しいことは、各県民センター環境・保安課又は県民センター総室県央環境保全室に問い合わせること。

★ 県北県民センター環境・保安課(0294-80-3355)

★ 鹿行県民センター環境・保安課(0291-33-6057)

★ 県南県民センター環境・保安課(029-822-8364)

★ 県西県民センター環境・保安課(0296-24-9127)

★ 県民センター総室県央環境保全室(029-301-3047)

茨城県告示第497号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成22年4月15日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0810100420	水戸市身体障害者就労支援施設のぞみ	水戸市河和田町123番地の1	水戸市	水戸市中央1-4-1	平成22年4月1日	就労移行支援 就労継続支援 B型

茨城県告示第498号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条に規定する指定辞退の届出があったので、同法第51条第3号の規定により告示する。

平成22年4月15日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所の番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	辞退年月日
0810100420	水戸市身体障害者通所授産施設のぞみ	水戸市河和田町123番地の1	水戸市	指定身体障害者通所授産施設	平成22年3月31日

茨城県告示第499号

次の医療機関等について、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（更生医療及び育成医療）の指定をしたので告示する。

平成22年4月15日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地	担当する医療の種類	主として担当する医師の氏名	指 定 年月日
土浦協同病院	土浦市真鍋新町11-7	小腸	堀 哲 夫	平成22年4月1日
土浦協同病院	土浦市真鍋新町11-7	肝臓移植後の抗免疫療法	堀 哲 夫	平成22年4月1日
国立大学法人筑波大学附属病院	つくば市天久保2-1-1	肝臓移植・肝臓移植後の抗免疫療法	藤 代 準	平成22年4月1日
あかね薬局	日立市桜川町1-1-13	薬局（調剤）	金 成 敏 正	平成22年4月1日
アイン薬局つくば竹園店	つくば市竹園3-18-2竹園ショッピングセンター内	薬局（調剤）	齋 藤 明 香	平成22年4月1日
アイン薬局かつた店	ひたちなか市石川町1-1長崎屋勝田店1階	薬局（調剤）	小 林 光 夫	平成22年4月1日
なかとみ薬局	常陸大宮市中富町1004-1	薬局（調剤）	山 本 大	平成22年4月1日
株式会社宮田薬局かわしま店	筑西市伊佐山248-40	薬局（調剤）	宮 田 陽 介	平成22年4月1日

茨城県告示第500号

次の医療機関等について、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定をしたので告示する。

平成22年4月15日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地	種 別	主として担当する医師、薬剤師の氏名	指 定 年月日
紫峰の森クリニック	つくば市島名字大塚472-1	病院・診療所	田 中 康 雄	平成22年 3月1日
アイメンタルクリニック	ひたちなか市勝田中央5-1平戸ビル2階	病院・診療所	飯 嶋 佳 路	平成22年 4月1日
アイン薬局つくば竹園店	つくば市竹園3-18-2竹園ショッピングセンター内	薬局(調剤)	齋 藤 明 香	平成22年 4月1日
寺島薬局小美玉小川店	小美玉市小川字川向1337	薬局(調剤)	太 田 実 緒	平成22年 4月1日
なかとみ薬局	常陸大宮市中富町1004-1	薬局(調剤)	山 本 大	平成22年 4月1日
SFC薬局緑岡店	水戸市笠原町1361-2	薬局(調剤)	白 田 宏 岐	平成22年 4月1日
バンビ薬局ひたちなか店	ひたちなか市勝田中央4-2大谷ビル1F	薬局(調剤)	山 西 奈 帆	平成22年 4月1日

茨城県告示第501号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成22年4月15日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社ジョイフルカンパニー

代表取締役 本 田 昌 也

(2) 住所

土浦市富士崎一丁目16番1号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル本田 荒川沖店

土浦市北荒川沖町879番3 外

(2) 変更しようとする事項

ア 駐車場の位置

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 19箇所

(変更後) 18箇所

(3) 変更の年月日

平成22年4月17日

(4) 変更する理由

日棟等の増床改築工事を行うため、その敷地及び周辺の駐車場が利用不可となることから、工事期間中の代替

駐車場を確保するため

3 届出年月日

平成22年4月2日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第502号

守谷市大野土地改良区から平成22年3月5日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により同年4月8日認可した。

平成22年4月15日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第503号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成22年4月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年4月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- | | |
|-----------|---|
| 1 路 線 名 | 県道 取手つくば線 |
| 2 供用開始の区間 | つくば市谷田部字陣場2416番1地先から
つくば市谷田部字陣場2378番12地先まで |
| 3 供用開始の期日 | 平成22年5月1日 |

茨城県告示第504号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成22年4月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年4月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- | | |
|-----------|--|
| 1 路 線 名 | 県道 笠間緒川線 |
| 2 供用開始の区間 | 常陸大宮市吉丸字沖ノ内1035番1地先から
常陸大宮市吉丸字宮下963番2地先まで |
| 3 供用開始の期日 | 平成22年4月15日 |

茨城県告示第505号

道路法（昭和27年法律第180号）第19条第1項の規定により、新大利根橋の管理方法について、次のとおり千葉県知事と協議が成立した。

平成22年4月15日

茨城県知事 橋 本 昌

新大利根橋等の管理に関する協定書

県道守谷流山線の茨城県取手市戸頭地先と千葉県柏市布施下地先との間の利根川に架設された新大利根橋(以下「橋りょう」という。)及び橋りょうに接続する道路の管理について、茨城県(以下「甲」という。)と千葉県(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定する。

(管理者)

第1条 橋りょう及び橋りょうに接続する道路の管理者は、甲とする。

(管理区間)

第2条 管理する区間は、橋りょう部分2,181.9メートル及び道路部分197.1メートルとする。

(管理費用及びその負担)

第3条 管理に要する費用は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 新設、改築及び補修等の工事費
- (2) 災害復旧工事費
- (3) 照明施設の維持補修費(電灯料を含む。)
- (4) 一般管理費(清掃及び占用の許可等に関する手続に要する費用をいう。)

第4条 前条第1号から第3号までに掲げる費用は、甲乙両県の折半負担とする。

2 前条第4号に掲げる費用は、甲の負担とする。

(占用許可等の収入)

第5条 占用の許可等により生じた収入は、管理者である甲に帰属するものとする。

(工事施工等の協議)

第6条 甲は、工事を施工しようとするとき又は設計を変更しようとするときは、あらかじめ乙に協議するものとする。ただし、急施を要するときは、直ちに施工し、その要領(設計書及び図面等を添付)を乙に通知することによって協議に代えることができる。

(管理費用の支払)

第7条 乙は、第4条第1項の規定により負担する費用を、その工事がしゅん工したとき又は毎年度末までに甲の請求により支払うものとする。ただし、甲は、工事費又は物件購入費の内渡しをする必要を認めるときは、乙に対して当該費用を請求することができる。

2 甲は、前項の請求をする場合には、出来高調書又は材料納入調書を請求書に添付するものとする。

(残存物件の所有等)

第8条 工事がしゅん工した後において管理する区間に残存物件がある場合は、当該残存物件は甲の所有とし、当該残存物件の価格に第4条第1項の規定による負担割合を乗じて得た額を乙の負担額から控除するものとする。

(疑義の決定)

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 本協定は、平成22年4月17日から効力を生じるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年4月5日

甲 茨城県知事 橋 本 昌
乙 千葉県知事 鈴木 栄 治

茨城県告示第506号

常陸太田市松平町147番地に事務所を置く水府南部土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成22年 4 月15日

茨城県県北農林事務所長 鬼 澤 昭 和

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	平 根 敏 行	常陸太田市松平町493番地
理 事	平 根 一 夫	常陸太田市松平町517番地
理 事	三 宅 正 太 郎	常陸太田市松平町1047番地
理 事	會 澤 强	常陸太田市国安町1295番地
理 事	石 川 浩	常陸太田市国安町88番地
理 事	平 根 信	常陸太田市松平町1619番地
理 事	内 田 俊 夫	常陸太田市東連地町713番地
監 事	岩 間 辰 雄	常陸太田市国安町816番地
監 事	平 根 伸	常陸太田市松平町217番地

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	平 根 敏 行	常陸太田市松平町493番地
理 事	會 澤 强	常陸太田市国安町1295番地
理 事	三 宅 正 太 郎	常陸太田市松平町1047番地
理 事	平 根 一 夫	常陸太田市松平町517番地
理 事	石 川 浩	常陸太田市国安町88番地
理 事	平 根 貞 雄	常陸太田市松平町1546番地
理 事	内 田 俊 夫	常陸太田市東連地町713番地
監 事	岩 間 辰 雄	常陸太田市国安町816番地
監 事	平 根 伸	常陸太田市松平町217番地

茨城県告示第507号

潮来市辻1010番地13に事務所を置く津知地区土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成22年 4 月15日

茨城県鹿行農林事務所長 平 林 英 男

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	土 子 昭	潮来市辻246番地 1
理 事	江 口 繁 雄	潮来市築地595番地
理 事	土 子 敏 夫	潮来市辻260番地
理 事	内 山 英 雄	潮来市辻211番地
理 事	新 橋 久 衛	潮来市築地172番地
理 事	坂 本 一 郎	潮来市築地641番地
理 事	草 野 新 吉	潮来市古高3209番地 1
理 事	米 川 榮 次	潮来市古高3504番地

職 名	氏 名	住 所
理 事	小 倉 保	潮来市須賀2897番地 1
理 事	宮 内 末 吉	潮来市辻1337番地 1
監 事	宮 内 一 行	潮来市辻2383番地 2
監 事	岩 本 勝 央	潮来市築地10番地
監 事	今 泉 榮 一	潮来市古高3365番地

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	土 子 敏 夫	潮来市辻260番地
理 事	内 山 英 雄	潮来市辻211番地
理 事	草 野 新 吉	潮来市古高3209番地 1
理 事	米 川 榮 次	潮来市古高3504番地
理 事	小 倉 保	潮来市須賀2897番地 1
理 事	新 橋 久 衛	潮来市築地172番地
理 事	坂 本 一 郎	潮来市築地641番地
理 事	岡 部 清 一	潮来市辻394番地
理 事	坂 上 明	潮来市築地655番地
理 事	須 賀 功	潮来市辻1281番地 1
監 事	岩 本 勝 央	潮来市築地10番地
監 事	今 泉 榮 一	潮来市古高3365番地
監 事	宮 内 澄 夫	潮来市辻1470番地

茨城県告示第508号

潮来市大生1027番地 5 に事務所を置く潮来市北浦湖岸土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成22年 4 月15日

茨城県鹿行農林事務所長 平 林 英 男

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	松 川 俊 男	潮来市下田680番地
理 事	須 賀 清	潮来市新宮1647番地 9
理 事	秋 山 喜 一	潮来市新宮1293番地
理 事	高 野 巖	潮来市水原394番地
理 事	今 泉 一 男	潮来市水原1155番地
理 事	谷田川 康 一	潮来市水原448番地
理 事	大 島 一 利	潮来市水原356番地
理 事	小 沼 昭 郎	潮来市水原410番地
理 事	根 本 豊 治	潮来市水原1949番地 2
理 事	箕 輪 大 巳	潮来市大賀493番地
理 事	宮 内 正 紀	潮来市釜谷55番地
理 事	川 崎 治 元	潮来市釜谷385番地
理 事	平 塚 只	潮来市大生625番地 1
理 事	箕 輪 良 夫	潮来市大賀88番地
理 事	風 間 元 市	潮来市大生35番地

職 名	氏 名	住 所
理 事	大 川 尚 昱	潮来市釜谷329番地
理 事	塙 和 雄	行方市矢幡1692番地
監 事	尾 崎 廣	潮来市洲崎292番地
監 事	村 山 文 隆	潮来市水原710番地
監 事	原 正 孝	潮来市大賀359番地

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	裕 田 千 春	潮来市潮来6031番地 2
理 事	岩 倉 市 郎	行方市矢幡99番地
理 事	諸 星 浩 三	潮来市下田231番地
理 事	荒 原 欣 三	潮来市新宮1344番地
理 事	小松崎 正 弘	潮来市新宮1536番地
理 事	白 井 孝	潮来市水原403番地
理 事	根 本 英 夫	潮来市水原1124番地
理 事	濱 野 益 雄	潮来市水原280番地
理 事	小 沼 昭 郎	潮来市水原410番地
理 事	根 本 豊 治	潮来市水原1949番地 2
理 事	軍 司 勝	潮来市水原686番地 3
理 事	郡 司 勝 美	潮来市大賀774番地 1
理 事	大 川 茂 衛	潮来市釜谷553番地
理 事	松 信 洋	潮来市大生587番地
理 事	窪 宮 茂 夫	潮来市大賀102番地
理 事	小 澤 英 治	潮来市大賀642番地
理 事	風 間 元 市	潮来市大生35番地
理 事	大 川 尚 昱	潮来市釜谷329番地
監 事	岸 根 正 知	潮来市釜谷64番地
監 事	谷 島 榮 治	潮来市洲崎253番地
監 事	小 沼 茂 男	潮来市水原431番地

茨城県告示第509号

銚田市新銚田二丁目6番3に事務所を置く銚田川流域土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成22年4月15日

茨城県鹿行農林事務所長 平 林 英 男

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	方波見 克 重	銚田市安房1434番地 6

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	方波見 俊 彦	銚田市安房1581番地

茨城県告示第510号

石岡市柿岡5680番地1に事務所を置く八郷土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成22年4月15日

茨城県県南農林事務所長 中 川 清 彦

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	横 田 凱 夫	茨城県石岡市東石岡三丁目15番28号

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	久保田 健一郎	茨城県石岡市村上487番地

茨城県告示第511号

潮来市延方4187番地に事務所を置く潮来市土地改良区から次のとおり役員が就任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成22年4月15日

茨城県鹿行農林事務所長 平 林 英 男

就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	島 崎 覺	潮来市潮来406番地1

茨城県告示第512号

八郷土地改良区が行う農業生産基盤整備事業（山間急傾斜地帯型・かんがい排水）大増地区については、平成22年2月26日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成22年4月15日

茨城県県南農林事務所長 中 川 清 彦

茨城県告示第513号

八郷土地改良区が行う農業生産基盤整備事業（山間急傾斜地帯型・かんがい排水）月岡地区については、平成22年3月16日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成22年4月15日

茨城県県南農林事務所長 中 川 清 彦

公 告

●基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年4月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 国土地理院
- 2 作業種類 基本測量（超長基線測量）
- 3 作業期間 平成22年4月7日～平成23年3月18日
- 4 作業地域 つくば市

●基本測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年4月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 国土地理院
- 2 作業種類 基本測量（基盤地図情報整備業務）
- 3 作業終了日 平成22年3月26日
- 4 作業地域 高萩市，笠間市，稲敷市，神栖市

- 1 測量機関 国土地理院
- 2 作業種類 基本測量（基盤地図情報整備業務）
- 3 作業終了日 平成22年3月26日
- 4 作業地域 石岡市，常総市

- 1 測量機関 国土地理院
- 2 作業種類 基本測量（超長基線測量）
- 3 作業終了日 平成22年3月26日
- 4 作業地域 つくば市

- 1 測量機関 国土地理院
- 2 作業種類 基本測量（基盤地図情報整備業務）
- 3 作業終了日 平成22年3月26日
- 4 作業地域 取手市，坂東市，かすみがうら市，阿見町

- 1 測量機関 国土地理院

- | | | |
|---|-------|---|
| 2 | 作業種類 | 基本測量（地理識別子整備業務） |
| 3 | 作業終了日 | 平成22年 3 月26日 |
| 4 | 作業地域 | 水戸市，土浦市，古河市，石岡市，笠間市，取手市，鹿嶋市，坂東市，かすみがうら市，神栖市，東海村，阿見町 |
| 1 | 測量機関 | 国土地理院 |
| 2 | 作業種類 | 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量） |
| 3 | 作業終了日 | 平成22年 3 月31日 |
| 4 | 作業地域 | 茨城県全域 |
| 1 | 測量機関 | 国土地理院 |
| 2 | 作業種類 | 基本測量（基盤地図情報（標高・オルソ）作成作業） |
| 3 | 作業終了日 | 平成22年 3 月31日 |
| 4 | 作業地域 | 古河市，北茨城市，五霞町 |

~~~~~

●公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり終了した旨通知があったので，同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年 4 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- |   |       |                                                |
|---|-------|------------------------------------------------|
| 1 | 測量機関  | 国土交通省関東地方整備局 利根川上流河川事務所                        |
| 2 | 作業種類  | 公共測量（2級水準測量）                                   |
| 3 | 作業終了日 | 平成22年 3 月25日                                   |
| 4 | 作業地域  | 古河市，境町，五霞町，坂東市，常総市，守谷市，取手市<br>利根川上流河川事務所管内河川区域 |
| 1 | 測量機関  | 国土交通省関東地方整備局 利根川上流河川事務所                        |
| 2 | 作業種類  | 公共測量（数値地形図修正）                                  |
| 3 | 作業終了日 | 平成22年 3 月25日                                   |
| 4 | 作業地域  | 境町，五霞町，古河市<br>利根川上流河川事務所管内河川区域                 |

~~~~~

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について，次の区域の工事が完了したので，同法第36条第3項の規定により公告する。

平成22年 4 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- | | |
|---|--|
| 1 | 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 |
| | 小美玉市高崎字弁才天911番 1， 912番 2， 913番 1， 同番 2， 914番， 915番， 916番 2， 917番， 同番 2 |

2 事業主の住所及び氏名

小美玉市高崎2206番地1

社会福祉法人 聖隷会 理事長 佐 賀 忠 弘

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡茨城町大字中石崎字立堀671番3

2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡茨城町大字中石崎887番地7

美留町 勇 保, 美留町 雅 絵

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字船場字遠間652番3

2 事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村大字村松375番地1 (プチ・フルール真崎A)

横 山 昭 宏, 横 山 ゆかり

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

牛久市田宮町字班離293番1, 同番9, 同番10, 同番11, 同番12, 同番13, 同番14, 同番15, 同番16, 同番17, 同番18

2 事業主の住所及び氏名

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目286番地

株式会社アイダ設計

代表取締役 會 田 貞 光

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡美浦村大字信太字大日北ノ方2032番3, 字大日後2034番1

2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡美浦村大字美駒2500番地2 A-2棟103号

保 志 節 男, 保 志 学

●道路の位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成22年4月15日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指定年月日	申請者		道路の位置	道路の幅員及び延長	
		氏名	住所		幅員	延長
県総指令 第 3 号	平成 22 年 4 月 6 日	安 武明	那珂郡東海村大字 舟石川 165 番地 5	那珂郡東海村大字舟石 川字大山台 573 番 100, 同番 132, 同番 133	メートル 4.10	メートル 32.55

(企 業 局)

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成22年 4 月15日

茨城県公営企業管理者 企業局長 渡 邊 一 夫

- 1 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
茨城県企業局新財務会計システム構築業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
茨城県企業局総務課経理室
〒310-8555
茨城県水戸市笠原町978番6 (茨城県庁行政棟21階)
- 3 落札者を決定した日
平成22年 3 月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 N T T データ・アイ
〒100-0005
東京都千代田区丸の内二丁目 2 番 1 号
- 5 落札金額
52,000,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除く)
- 6 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札
- 7 競争入札の公告を行った日
平成22年 1 月21日

(病 院 局)

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成22年 4 月15日

茨城県病院事業管理者職務代理者

茨城県病院局長 古 本 顕 光

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
脳神経外科手術室内器具 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
茨城県病院局経営管理課

茨城県水戸市笠原町978番6

- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
平成22年2月26日
- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日東
茨城県水戸市柳町2丁目11番36号
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額
37,000,000円(消費税及び地方消費税抜き額)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成22年1月14日
- 8 落札方式
最低価格

~~~~~

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成22年4月15日

茨城県病院事業管理者職務代理者

茨城県病院局長 古 本 顕 光

- 1 物品等又は特定役務の名称及び数量  
茨城県立こども病院統合医療情報システム 一式
  - 2 契約事務担当部局  
茨城県病院局経営管理課  
〒310-8555  
茨城県水戸市笠原町978番6(行政棟15階)  
電話029-301-6516
  - 3 落札者決定日  
平成22年3月31日
  - 4 落札者の名称及び所在地  
富士通株式会社 茨城支店(茨城県水戸市泉町1-2-4)
  - 5 落札金額  
531,100,000円(消費税及び地方消費税相当額を除く)
  - 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
  - 7 入札公告日  
平成22年2月18日
- ~~~~~

(教 育 長)

## ●入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成22年4月15日

茨城県教育委員会教育長 鈴木 欣 一

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 調達する役務の名称及び数量

茨城県教育情報ネットワーク機器 一式

## (2) 調達する借入物品

入札説明書による。

## (3) 契約の期間

平成22年9月1日から平成27年8月31日までとする。ただし、平成22年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、契約を解除することができるものとする。

## (4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格において、「リース・レンタル」に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

なお、新規に入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入の上、次に示す場所に申請すること。

〒310-8555茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計第二課調度担当 電話029-301-4875

(4) 本公告に示した借入物品の規格（仕様）に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。

(5) 借入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県教育庁高校教育課教育情報ネットワーク担当（茨城県庁舎行政棟22階）

電話029-301-5262

(2) 入札説明書の交付期間

平成22年4月15日(木)から平成22年5月10日(月)までの午前9時から午後5時まで。ただし、茨城県の休日定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める県の休日を除く。

(3) 入札書の受領期限

平成22年5月25日(火)午前10時00分

(郵送による入札の場合は、平成22年5月24日(月)午後5時)

(4) 開札の日時及び場所

平成22年5月25日(火)午前10時00分 茨城県庁入札室1(茨城県庁舎行政棟1階)

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認書に2(4)及び(5)を証明する書類を添付して、3(1)に示す場所に平成22年5月14日(金)午後5時までに提出しなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札及び茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

茨城県財務規則第146条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be required:

Container machine on Ibaraki Prefecture educational information network

(2) Time-limit for the submission of tender:

10:00 AM, 25 May 2010 in case of by hand: 5:00 PM, 24 May 2010 in case of by mail.

(3) Contact point for the notice:

Ibaraki Prefecture Office of Education high school education Section

978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken, Japan, 310-8555

Phone:029-301-5262

~~~~~  
●入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成22年 4 月15日

茨城県教育委員会教育長 鈴 木 欣 一

1 競争入札に付する事項

(1) 調達する役務の名称及び数量

茨城県教育情報ネットワーク回線サービス業務 一式

(2) 調達する役務の内容

入札説明書による。

(3) 契約の期間

平成22年 9 月 1 日から平成23年 3 月31日までとする。

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格において、「コンピューター関連サービス」に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

なお、新規に入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入の上、次に示す場所に申請すること。

〒310-8555茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計第二課調度担当 電話029-301-4875

(4) JISQ9001:2000(ISO9001:2000)及びJISQ27001:2006(ISO/IEC27001:2005)を、認証取得している者であること。認証取得にかかる条件は、以下のとおりである。

ア 認証されている事業活動が、委託業務の内容に一致していること。

イ 委託業務を担当する組織が、認証取得していること。なお、同一企業内の複数の組織で担当する場合には、担当する全ての組織で認証取得していること。

ウ 日本適合性認定協会（以下、「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関から認証されていること。

(5) 入札公告に示した入札参加資格を有し、役務の履行ができることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県教育庁高校教育課教育情報ネットワーク担当（茨城県庁舎行政棟22階）

電話029-301-5262

(2) 入札説明書の交付期間

平成22年 4 月15日（木）から平成22年 5 月10日（月）までの午前9時から午後5時まで。ただし、茨城県の休

日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める県の休日を除く。

(3) 入札書の受領期限

平成22年5月25日（火）午後2時00分

（郵送による入札の場合は、平成22年5月24日（月）午後5時）

(4) 開札の日時及び場所

平成22年5月25日（火）午後2時00分 茨城県庁入札室1（茨城県庁舎行政棟1階）

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認書に2を証明する書類を添付して、3（1）に示す場所に平成22年5月14日（金）午後5時までに提出しなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札及び茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

茨城県財務規則第146条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be required:

Line service for Ibaraki Prefecture educational information network

(2) Time-limit for the submission of tender:

2:00 PM, 25 May 2010 in case of by hand: 5:00 PM, 24 May 2010 in case of by mail.

(3) Contact point for the notice:

Ibaraki Prefecture Office of Education high school education Section

978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken, Japan, 310-8555

Phone:029-301-5262

~~~~~  
( 警 察 本 部 )

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成22年4月15日

茨城県警察本部長 杵 淵 智 行

## [掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続き ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

①運転免許証作成システム用消耗品の単価契約、予定数量：I C 運転免許証用カード（優良）483箱、I C 運転免許証用カード（一般）389箱、I C 運転免許証用カード（新規）72箱、インクリボン567箱、ラミネートリボン708箱  
②茨城県警察本部会計課調度係 水戸市笠原町978番6 ③平成22年4月1日 ④株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目3番9号 ⑤I C 運転免許証用カード（優良）1箱307,200円（消費税及び地方消費税を除く）、I C 運転免許証用カード（一般）1箱307,200円（消費税及び地方消費税を除く）、I C 運転免許証用カード（新規）1箱307,200円（消費税及び地方消費税を除く）、インクリボン1箱58,980円（消費税及び地方消費税を除く）、ラミネートリボン1箱53,600円（消費税及び地方消費税を除く） ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第2号

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）  
（休日の場合は繰下発行）（金 3,060円）

発行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)